

令和6年10月15日
国土交通省 東北運輸局

一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令を発しました

令和6年6月21日に東北運輸局宮城運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書の交付については、本日、宮城運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：日本三景交通 株式会社 代表取締役 高橋 渉
(法人番号：7370601001064)
宮城県宮城郡松島町高城字田中裏23番地16

営業所：本社営業所
宮城県宮城郡松島町高城字田中裏23番地16

2. 行政処分等年月日 令和6年10月4日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分（80日車）

令和6年10月15日から令和6年10月21日まで（2両×7日）

令和6年10月15日から令和6年10月20日まで（11両×6日）

4. 違反の概要

(1) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

①点呼の実施義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項)

②運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

以上

≪問い合わせ先≫

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官
担当：金澤、鎌田

TEL：022-791-7532